

陸上自衛隊仕様書	
用語集ポップアップ辞書の作成	仕様書番号
	教訓研本研-Z220502
	防衛大臣承認
	作成 令和 4年 5月19日
	変更 令和 年 月 日
作成部隊等名	教育訓練研究本部研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する用語集ポップアップ辞書（以下、“本ソフトウェア”という。）の作成（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について
（通知）[装プ武第188号（31.1.9）]

2 役務に関する要求

2.1 動作条件

本ソフトウェアは、現在サポート中の windows8.1、10 及び 11 で、正常に動作するものとする。なお、本役務に必要な開発環境は契約の相手方が準備する。

2.2 設計条件

- 本ソフトウェアは、2.4 に示す開発機能が現在サポート中の windows8.1、10 及び 11 で正常に動作するよう設計する。
- 使用許諾権等が発生するソフトウェア、ライブラリ、モジュール等は組み込まないようにするか又は、組み込む場合、官側の使用、改修等に際し、官側に負担が発生しないよう処置を講じる。
- 努めてオブジェクト指向によるプログラム設計とし、機能追加等に対して柔軟に対応できるようにする。
- 将来における windows のアップグレードへの対応が容易にできるものとする。

- e) 以前のバージョン用のプログラムも正常に作動することを前提に windows がアップグレードされた場合に、新バージョン windows においても正常に作動することが期待できるものとする。

2.3 設計要領

- a) 一連の操作方法が分かりやすく、習得が容易なものとなるよう、設計調整会議を通じて細部を決めていくものとする。
- b) 辞書に関するデータは、ユーザー設定により追加、修正できるものとする。
- c) 入力ミス及び操作ミスの防止に配慮したものとする。
- d) ヘルプ機能を有する等、操作補助機能に配慮したものとする。
- e) データベースを外部ファイルを参照するファイルとして組み込むこと

2.3 本役務対象

本役務対象は、陸自教範「用語集」とする。

2.4 開発機能

- a) windows 上で稼働するエクセル、ワード、パワーポイント、インターネットエクスプローラー等のアプリケーションソフト及びPDFファイル上で表示・編集している用語テキストを検索し、用語の説明文をポップアップ表示する。
- b) 用語の選択は、マウスドラッグなどで範囲選択を行い、クリップボードへコピーできるテキストを対象とする。
- c) ポップアップしたウインドウは文字サイズの変更や表示ウインドウの調整ができるものとする。
- d) ポップアップしたウインドウはマウス操作により任意の場所に移動できるものとする。
- e) ポップアップしたウインドウ内の説明文中の用語をさらに同様の操作で検索できるものとする。

2.5 設計書等

基本設計書、詳細設計書、取扱手順書を作成する。

a) 基本設計書

基本設計書は、機能一覧、機能の概要、システム構成、画面デザイン、画面遷移図を記述する。また、OSのサービス等を含むプログラムの動作に必要なソフトウェア等を記述する。

b) 詳細設計書

詳細設計書は、機能設計、フローチャート等のプログラム処理に必要な全ての事項を記述する。

c) 取扱手順書

取扱手順書は、次のとおりとする。

- 1) プログラムのインストール及びアンインストール手順を記述する。
- 2) ソフトウェア及びOSのサービス等のうち、プログラム実行上必要となる項目とその設定を記述する。
- 3) 初期設定、データの入力、データの保存、プログラムの実行、結果の表示等のプログラムの起動から終了までの一連の操作方法を記述する。
- 4) エラー表示一覧及び操作にあたっての助言を記述する。

2.6 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保するものとする。

- b) 前記 a) の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるものとする。

2.7 品質管理

- a) 本役務は、「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込みなどが行われるリスクへの対応などを行うものとする。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.8 設計調整会議

契約の相手方は、本設計に関する連絡調整のため、官側が主催する設計調整会議に参加する。なお、会議の細部については、付属書Aによる。

3 品質保証

3.1 試験

3.1.1 試験実施要領書

契約の相手方は、試験項目及び手順を記載した試験実施要領書を作成し、試験実施前までに官側に提出し、確認を得るものとする。

3.1.2 試験の実施

契約の相手方は、試験実施要領書を用いて試験を実施するものとする。併せて、同試験を官側環境で実施し、動作の異常の有無、操作性を確認し、不具合のあった場合は修正ののち、試験と同様の手順で再試験を実施するものとする。

3.1.3 試験実施報告書

契約の相手方は、試験終了後速やかに、試験実施報告書を官側に提出するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.3 瑕疵に関する事項

4 その他の指示

4.1 納入品

納入品は、表1によるものとし、電子記憶媒体の提出形態、記憶方式については第1研究室との調整による。また、当該電子記憶媒体は提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表1-納入品

番号	品名	印刷物	電子記憶媒体	納入場所
1	ソースプログラム	—	1式	陸上自衛隊 教育訓練研究本部 研究部第1研究室 (目黒駐屯地)
2	ロードモジュール	—		
3	基本設計書	1式		
4	詳細設計書	1式		
5	取扱手順書	1式		

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接に関わらず知り得た情報の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 著作権その他の権利

著作権及びその他の権利は次による。

- a) 本ソフトウェアの著作権その他の権利は、官側に帰属するものであり、官側の承認を得ないで本開発により知り得たノウハウを利用して、本ソフトウェアに類似したプログラムを作成し、第三者に販売、使用承諾(再使用承諾)してはならない。また、納品物のうち使用許諾権が発生するソフトウェア等の使用許諾権等は陸上自衛隊に帰属させるものとする。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たって必要となるソフトウェア又は、ライブラリの使用許諾権を有しているものとする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることができる。

- a) 本契約の履行上必要となる資料等の閲覧又は貸出
- b) 官側の保有する施設、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- c) その他、必要と認めた事項

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

付属書 A

(規定)

設計調整会議

A.1 適用範囲

この付属書は、本設計に関する契約において、官側が実施する設計調整会議（以下“会議”という。）について規定する。

A.2 目的

会議の目的は、契約の相手方が仕様書に定めるところによって実施する本設計に必要な細部事項などを調整する。

A.3 会議の構成及び所掌事項

A.3.1 会議の構成

会議の構成は次による。

- a) 議長は陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部教育訓練研究班長とする。
- b) 調整員は、次による。
 - 1) 官側 教育訓練研究班長の指名するもの
 - 2) 契約の相手方 官側との調整によって契約の相手方が定めるものとする。

A.3.2 所掌事項

所掌事項は次による。

- a) 議長は、会議を統括する。
- b) 調整員は、会議に参加し、所要事項の調整を実施する。

A.4 設計調整会議実施要領など

A.4.1 設計調整会議実施要領

設計調整会議実施要領は次による。

- a) 調整項目、実施時期および実施場所は、**表 A.1** を基準とする。
- b) 会議で用いる資料は、議長の指示に基づき調整員が作成するものとし、その提出は電子記憶媒体による。当該記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整によるものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。
- c) 会議議事録は、契約の相手方が作成し、会議終了後速やかに教育訓練研究本部研究部第1研究室（目黒駐屯地）へ1部提出し、官側の確認を受けなければならない。
なお、会議議事録には、会議において官側が提出書類などを確認したことを含めて記載する。
- d) 提示資料は、**表 A.2** を基準とする。また、契約の相手方は、提示資料を教育訓練研究本部研究部第1研究室（目黒駐屯地）へ提示し、官側の確認を受けるものとする。
なお、提示資料については、その都度、設計調整会議で確認する。

表 A. 1－設計調整会議実施要領

番号	調整項目	実施時期	実施場所
1	a) 開発計画全般に関する事項	契約締結後速やかに	官側との調整による。
	b) 基本設計，詳細設計及び開発に関する事項		
2	試験計画及び試験実施要領に関する事項	官側との調整による。	
3	その他開発に関する連絡調整事項		

表 A. 2－提示資料

番号	提出書類等	提出時期	提出先
1	開発計画書	契約締結後速やかに	陸上自衛隊 教育訓練研究本部 研究部第1研究室 (目黒駐屯地)
2	試験実施要領書	試験実施前	
3	試験実施報告書	試験終了後速やかに	